

3  
4 二つの往復書簡

5  
6  
7 ファドーツ<sup>1</sup>、一九四五年三月八日

8 敬愛する教授。<sup>2</sup>

9 「ドイツ人とわれわれ」という御論考をお読みして、手紙を差し上げることにいたしました。  
10 ……<sup>3</sup>そこで、あなたがドイツ人に約束してくださった忍耐を私にも向けてくださるようお願いい  
11 たします。

12 〈ドイツとの新しい出会い〉という問題が——他のあらゆる国同様——スイスにとってもまた  
13 存在している、ということ。そして、あなたが求めておられる友情こそが、この問題の最善の解  
14 決、そう、唯一の解決を示している、ということ。これを何人も否定しようとは思わないでしょ  
15 う。しかしながら、この友情は、人が、かの生起した出来事のいかなる理解に基づくことによっ  
16 てそうした友情にまで至ったのか——あるいはそうした友情に敢えて踏み切ったのか——という  
17 事情に応じて、大変異なった顔を持っております。そしてまた、私が御論考を通じて現われてい  
18 るのを見るのは、留保なしの友情を強調しておられつつも、「にもかかわらずの友情」というま  
19 にこの根本的態度なのです。この根本的態度から話を始めたいと思います。あなたはスイス人に、  
20 ドイツ人に対する友情を促しておられます、がしかし、それは、ドイツ人の集団罪責  
21 (Kollektivschuld) <sup>4</sup>なるものの前提に立ちつつ、なのです。

22 それは、どの程度まで存在するのでしょうか、——この集団罪責なるもの、とは？ 大多数の  
23 人間が共にかつ意識的に犯罪の道を歩む場合、それが存在するのは確実です。<sup>6</sup> 犯罪者グループ  
24 は、その構成員各人が咎を犯したがゆえに集団罪責を負っています。しかしながら、そのすべて  
25 の国民が——少数の例外を別にして——犯罪に協力したからという理由で、或る国民全体もしく  
26 はそのほぼ全体が罪責を負う、などということはそもそも可能でしょうか？ 私が思うに、ヨー  
27 ロッパの全歴史はいかなるそうした例をも示してはいませんし、そして、ここ十二年間にドイツ  
28 国内で——そしてドイツから発して——起こった出来事もまたやはりそうした例を示してはおり  
29 ません。ただ戦争および戦争<sup>プロパガンダ</sup> 宣伝の時代においてだけ、諸国民は、道徳的に異なる価値基準を  
30 もつものとして姿を現わすわけですが、だが、真実はと言えば、いかなる国民の中にも、法治国家  
31 の——そしてその保護装置の——存立にもかかわらず咎に陥ってしまうところの、僅かながらの  
32 犯罪者少数派が存在するのです。そしてまた、いかなる国民の中にも、潜在的犯罪者という第二  
33 の——しかも〔つい今しがた述べた犯罪者少数派よりは〕比較的多い少数派が存在するのです。

1 リヒテンシュタイン公国の首都。

2 本書簡においては、その書き手の思考過程のそのままを理解できるように、段落は原文通りとする。

3 本書簡の原本が失われているため、ここに欠けている部分は、個人〔情報〕に関する記載を含んでいたと思われる——バルトにより削除された——文章である。(『全集』編者注)

4 これに対するバルトの返信における注 参照。

1 法治国家がこの潜在的犯罪者の暴走を抑えているわけですが、しかし、かれらは、もしも法治国  
2 家はその機能を停止したり、いやそれどころか、犯罪者を——追跡して罰するのではなくしてむ  
3 しろ——雇って報酬を与えるような不法国家に取って代わられるならば、いつでも事実上の犯罪  
4 者になりうるわけです。犯罪者中のこの第二の比較的多い少数派が法治国家の何らかの事故によ  
5 って表面に浮かび出てきた場合、《当該国民においては、〔他の諸国民に対して〕比較的、道徳面  
6 での特別な欠点<sup>マイナス</sup>が見られる》との印象が生じます。とは言え、実際には、当該国民においては、  
7 他のどこにおいても存在してはいるけれども不可見のままにとどまっているものの幾分かが見  
8 見的となった、ということなのですけれども。全体的に見ればパーセンテージとしてはきわめて  
9 僅かなこれら二つの少数派と並んで、いかなる国民の中にも、「<sup>オルデントリッヒ</sup>通常<sup>の</sup>国民」という圧倒的多数  
10 派がおります。この「通常<sup>の</sup>国民」は——それが法治国家であると否とを問わず——、能動的に  
11 犯罪に関与するつもりはありません。しかし、この圧倒的多数派は、一度解き放たれた第二の少  
12 数派の犯罪に対して——もしもそれがとりわけそこに蔓延している法的不安定性に際して抵抗す  
13 る者やその家族の生命や財産に対する直接的かつ重大な危険と結びついている場合——能動的抵  
14 抗を行うつもりも〔これまた〕全く圧倒的にないのです。むしろ、「通常<sup>の</sup>国民」という圧倒的  
15 多数派の中に、真の英雄というほんの僅かの少数派が存在するのであり、かれらはいかなる危険を  
16 冒してでも——最後の殉教に至るまで——不法そのものと闘うのであり、繰り返し繰り返し闘  
17 います。私が思いますに、いかなる国民においてであれ、法的危機<sup>5</sup>に際しては常に、危機のその  
18 都度の規模に応じて、犯罪の——およびその犯罪に対する反応の——こうした社会学的層のパー  
19 センテージが驚くべき規則正しさをもって示されるのです。〈道徳的に異なる価値基準をもつも  
20 の〉との印象を与えているものは **7**——そこで一国民全体が問題とされる限りは——常に見かけ  
21 上のことにすぎないのであって、実際にそこにあるものとは言えば、事実上の諸前提の——特に  
22 法治国家としての諸前提の——相違なのです。

23 私は、あなたが、以上のことを弁明のための一つの「危険なる深慮」<sup>6</sup>と解釈なさらないよう希  
24 望いたします。そして、ここで一つの非常に具体的な性質の、かなりありきたりの例を挙げる場  
25 合、いよいよそのように解釈なさいませぬように。アメリカは第一次世界大戦の終わり頃に酒類  
26 の製造販売禁止——禁酒法——を導入しましたが<sup>7</sup>、その際、これを現実に遵守させるために必要  
27 だったはずの法治国家的手段を確保しておくことをなござりにしました。こうした法治国家の部  
28 分的機能不全がすでに次のような結果をもたらしました。以後数年間にわたって、それまでには  
29 考えられなかったような犯罪状態が生じたのであり、そしてそれは酒類密売買から始まって、あ  
30 りとあらゆる犯罪者グループの形成にまで及び、遂には、徹底的に組織化された〈ゆすり・恐喝〉  
31 や幼児誘拐という全く別の犯罪領域にまで拡大したのです。同時に他方では、「<sup>しじょう</sup>市場」を巡って争  
32 う〔犯罪者〕グループ間にあつては、手段を選ばぬ文字通りの戦争が起こっていました。犯罪に  
33 関する統計は予期せぬほどの記録を示し、そして、徐々にアメリカは文字通りの〈犯罪者の国〉  
34 として姿を現わすようになりました。<sup>8</sup>法治国家との対極を示すものとしては、住民登録制度が存

<sup>5</sup> 原語は Rechtskrise (英訳は「政治的危機 political crisis」)。

<sup>6</sup> 本書所収「ドイツ人とわれわれ」参照。

<sup>7</sup> 禁酒法時代は一九二〇～三三年。本書簡筆者(以下「筆者」)は一九二〇年代末(前注 参照)、アメリカに滞在していた。

<sup>8</sup> 「法治国家との～」から本段落最後まで部分(原文で約 28 行!)が英訳では訳出されていな

1 在せず、地方警察のみで各州連携の警察も存在しなかったという事実、また、無数の警察機関に  
2 おいても——特に地方の——官公庁や地方の党組織においても腐敗と賄賂が横行していたという  
3 事実、があります。ギャングに関しての法的安定性は広範にわたって崩壊しました。犯罪者中の  
4 ——それ以前には不可見であった——あの第二の少数派が、勝ち誇ったようにして表面へと浮  
5 かび上がってきたわけです。けれども、「通常の国民」という多数派は、まさしく同様に典型的な  
6 仕方でも反応いたしました。連邦当局および各州が——たとえ不十分な手段をもってではあれ——  
7 犯罪と闘う努力をし、それゆえ、「通常の国民」の盟友として登場したにもかかわらず、<sup>8</sup>「通常  
8 の国民」の方はほとんど全線にわたって機能不全をきたしていました。かれらは、ギャングの危  
9 険な報復措置に身をさらすよりは、むしろ、したい放題の〈ゆすり・恐喝〉に対して金を払った  
10 のでした。かれらは、警察に通告することなど考えませんでした。個々の勇気ある者らが、自分  
11 たちの特に汚染された町を清潔にするために委員会を作ろうとしたのですが、一人の協力者も見  
12 出すことができませんでした。「通常の国民」をせめて法廷の証人席につかせようと努めた国家で  
13 すらも、きわめて広範にわたって失敗いたしました。ほとんどの者は、ギャングの復讐を恐れて  
14 証言することに不安を抱いたのです。種々の殺人者たちは、結局、脱税という罪状で〔のみ〕罰  
15 せられたのでした。なぜなら、国家は、その国民たちの市民的勇気の欠如のゆえに主要な犯罪行  
16 為〔摘発〕のための必要な証拠を提出できなかったからです。それから、全く徐々にではありま  
17 すが、幾つかの根本的な警察改革によって、そうした無秩序状態を或る程度阻止して、「暗黒街/  
18 地下の世界」(Unterwelt)<sup>9</sup>を再び、現実の——なぜならそれは不可見なのですから——  
19 地下の世界ウンターヴェルトにすることに成功したのでした。けれども、そうなる以前に、「通常の国民」の間では  
20 ギャング・ロマンチズムが、粗野でセンチメンタルなギャング映画の氾濫が、危険なものに惹  
21 きつけられた若者たちが特に好んで使ったギャング隠語が、生れたのでした。

22 大体において、以上が、純然たるアメリカ的出来事でした。にもかかわらず、世界ではアメリ  
23 カの道徳的不十分さについては大いに語られました——但し、まさしく「シカゴ精神」<sup>10</sup>なるも  
24 のをアメリカの本質の構成要素に仕立て上げることはしなかったわけですが——。真実とは  
25 言えば、以上すべてのことは、アメリカ人「そのもの」の反道徳性をいささかなりとも証明す  
26 るものではないのであって、むしろただ、《きわめて特定の諸前提のもとでは、道徳と反道徳との  
27 全く正常な社会学的層という基盤の上で、きわめて異常な現象が可能となる》ということを示し  
28 ているにすぎないのです。<sup>11</sup>そして、これまた全く典型的なのは、他面では——法治国家として  
29 の欠如という面では——、「本来の罪責」もしくは「劣等道徳」についてはほとんど、いわんや「国  
30 民の集团的罪責」なるものについては全然語られえない、ということです。というのも、地方の

---

い。当該英訳書はニューヨークにある出版社からのものなので、本書簡の訳者 (Marta K. Neufeld) はおそらくアメリカ人。だとすると、脱漏部分は、訳者としても一般読者としてもアメリカ人としては——第三帝国と同じ扱いにされることで——これ以上不快指数の高くなるような叙述には蓋をしたいがための意図的無視？

<sup>9</sup> 「地下の世界」は直訳だが、Unterwelt には(「暗黒街」という世俗的意味の他に)「黄泉の国」という聖書的意味もあり、筆者はこの多重の意味を意識してわざわざ引用符を付したのであろう。

<sup>10</sup> 「ドイツ人とわれわれ」の中で、バルトが「ドイツ的人間」の一つの解釈可能性として挙げている「ポツダム精神」を暗示。(『全集』編者注)

<sup>11</sup> 「そして、これまた～」から本段落最後までまでの部分(原文で約7行)もまた英訳では訳出されていない。

1 党や自治体当局の或る種の腐敗ですらも、根本的にはたしかにあの第二の少数派の出現だったので  
2 であり、そしてそれはアメリカの国内政治の特殊な機会によって条件づけられたものなのであつ  
3 て、それらの機会そのものはいささか劣った国民道徳などとはやはりいかなる関係もないからで  
4 す。

5 9すでに早い時期から、「第三帝国」の主要一派に「ギャング」の烙印を押すことが始められま  
6 した。しかしながら、この比較がいかなる深みに至るまで真であるのか、ということについては、  
7 多くの人々にとってほとんど明瞭とはなっておりませんでした。12すべては一致しているのです。  
8 つまり、法治国家としての前提から地下の世界／暗黒街の浮上や「通常の国民」の反応、更には  
9 ——主張されてはいるけれども真実には存在していない——<sup>コレクティブ</sup> 集団 罪責に至るまで。ただ、その  
10 規模だけは相違しております。[すなわち第三帝国においては] 外の世界に対する影響 [があり]、  
11 そして国家自身がギャングの獵場と化したのでした。けれども、ドイツ人「そのもの」に対する  
12 道徳的評価は、それらの相違点にではなく、まさしくあれらの一致点にこそ依存しているのです。  
13 そう、われわれは諸国民間の道徳的区分——これは戦争プロパガンダが至る所で歓迎するもので  
14 すが——を受け入れるようなことを決定的に止めねばならない、と私は信じております。道徳的  
15 には、ヨーロッパ諸国民はすべて「中立的」な者、無色な者、不確定な者、に属しているのです。  
16 道徳的には、<sup>コレクティブ</sup> 集団として見るならば、どの国民がどの国民に対して優れているとか遅れていると  
17 かいうことはありえません。国民的相違というのは、天分や才能の相違、趣味や習慣の相違、歴  
18 史的地理的諸経験の相違、やはりまたそうしたものによってしばしば条件づけられている職業層  
19 の相違、ではあります。確かに、道徳の相違、などではないのです。道徳的なものの周辺——  
20 そこに住みついているのは虚栄心とか規律好みとかユーモアとかいった性質ですが——におい  
21 てのみ、かろうじて国民的特性は存在いたします。がしかし、究極の善あるいは究極の悪が居座  
22 っているところの中心においては、国民的区別は実体なきものとなります。

23 ナチズムに対するドイツ人「そのもの」の道徳的集団罪責などというものは存在しません。そ  
24 れゆえ、そうしたことに基づくいかなる「集団処罰」もまた当然不適當です。これは、《地上のい  
25 かなる当局といえども裁判官の資格を有することなどありえない》ということを中心外視した  
26 上での話です。ドイツ人「そのもの」のそのような罪責などは存在しません。なぜなら、一国民  
27 全体のそのような罪責がそもそも決して存在せず、また存在しえないからです。今日、何とはな  
28 したに、非常に多くの人々のところで、そこで起こったゾッとするような出来事を惹き起こした—  
29 —同規模の——諸原因を立証せんとする欲求があるように見受けられます。そうした立証の行き  
30 着く果ては、ドイツ的本質とドイツ的歴史に関する奇妙な謎解き、であります。原因究明の欲求  
31 にとって、限定的罪責では明らかに十分ではありません。その罪責は、空間的には国全体に背負  
32 わされ、時間的にはその歴史全体に背負わされます。人々がそれぞれ——現存のであれ歴史上の  
33 であれ——ドイツ人に対して怒ったその怒りの対象すべてが寄せ集められて、或る歪んだ像を映  
34 し出す小さなモザイクが生じるのです。〈フリードリッヒ・ビスマルク—ヴィルヘルム二世—ヒト

12 「すべては～」から原文で約3行が英訳では訳出されていない。その他にも小さな脱漏や誤訳がある。ここまでは当該英訳に対する基本的信頼を前提にしてきたのであったが……（因みに既訳にもまた所々、訳の脱漏がある。但し、それらは単なる不注意のように思われる。少なくとも誤訳については別にして）。以下では、顕著なもののみ指摘するにとどめる。

1 ラー) という線が、10 いつも、そして繰り返し引かれるのです<sup>13</sup>。プロイセンは〔闘牛の牛を怒  
2 らせる〕赤い布となってしまいました。「ポツダム」はあなたによってゲッベルスやヒムラ  
3 ーと結びつけられています。いや、それどころかあなたは、「オラドゥールやアウシュヴィッツの  
4 精神」もまた必然的にドイツの本質に関与している、と示唆しておられます<sup>14</sup>。こうした理解一  
5 切について確かにあなたは孤立してはおられません。ただ、あなたがこうした理解一切に与して  
6 おられるということ、それが私を悲しい気持ちにさせるのです。というのも、私はあなたからも  
7 っと別のことを期待していたからです。そんなに単純化されたことでも一般化されたことでもな  
8 く、そんなに惨めな思いにさせられることでもないもの、一言で言うならば、もっと友情に満ち  
9 たもの、を。ドイツが今必要としているもの。それは、正しい診断に基づく友情であって、誤っ  
10 た診断〈にもかかわらずの友情〉<sup>15</sup>ではありません。今日大事なことは、人がドイツ人に会う  
11 際に集団的怨恨をキリスト教的かつ勇気をもってグッと飲み込むことなどではなくて、むしろ、  
12 ドイツ人に会う前に、そうした集団的怨恨という譴の産物全体を隈なく照らし出して追い払う  
13 こと、なのです。そうでないとしたら——私が恐れるに——出会いは実りなきものとなります。  
14 ドイツ人との交流のための新たな開始を——対象〔＝ドイツ人〕の質を考慮することなく——端  
15 的に「味方する」ことのうちに見出すために、人は過去を背後に置き去りにしようなどと試みる  
16 べきでは全くないのです。他方、置き去りにされた過去には、端的に「反対する」というレッテ  
17 ルが——しかもまさしく対象の質を考慮することによってこそ——貼られてしまっているのです。  
18 11 ドイツ国民に対する態度は、〔ドイツ人との〕出会いの以前に「怒りと欲求」(ira et studium)  
19 から清められねばなりません。グッと飲み込まれた「怒りと欲求」からも、です。

20 さてここで、社会学的層に関して申し上げたことに関連して、こう強調されねばなりません。  
21 英雄的行為は功績であるが、非英雄的行為は決して罪責ではない、と。もちろん私は、「名声と名  
22 誉」や軍人的勇気などといったものと関係のある安手の英雄的行為のことではなく、別の、ここ  
23 で唯一関心を抱かせられるところの英雄的行為のことを考えております。それは、ただ己れの良  
24 心のみに基づき、そしてまた「不名誉な死」をも覚悟した英雄的行為、のことです。そのような  
25 英雄たちは、至る所そして常に例外的現象であります。もしもそのような英雄に出会うならば、  
26 人は驚くことでしょう。しかし、仮に出会わないとしても、人は驚かないでしょう。あなたが語  
27 っておられことの多くは、こう響きます。あたかも、この十二年間「抵抗」をしてきた者だけが  
28 合格し、それ以外の者はすべて失敗なのだとも言わんばかりに。しかしながら、全体主義国家  
29 において抵抗の名に価するものとは言えば、それは、まさしくこの究極的で最高の英雄的行為—  
30 —常に例外であらざるをえない英雄的行為——を前提としているのです。もしも国民全体が、そ  
31 れぞれ各人が最も孤独な抵抗をするところの純然たる英雄たちから構成されていることによって  
32 だけ辛うじて克服されうるような状況が生じたのであれば、そうした状況が克服されることは不  
33 可能であります。将校たちのクーデターを度外視するなら——そうしたクーデターはこれに賛成

<sup>13</sup> 本書所収「ドイツ人とわれわれ」参照。

<sup>14</sup> 本書所収「ドイツ人とわれわれ」参照。——なお、南フランスのオラドゥール・シュル・グラヌ〔＝村〕では一九四四年〔六月一〇日〕、ドイツのナチス親衛隊によって焼き払われ、ほとんどの住民が殺害された。(『全集』編者注より)

<sup>15</sup> 「にもかかわらずの友情」は、原文では特に強調されていないけれども、ここでも、これに対するバルトの返信でも、バルトの講演で用いられたこの言葉は重要な役割を果たしており、もちろん筆者のフリートレンダーも意識的に使用しているはずなので、〈〉を付した次第。

1 も反対もしない国民全体とはとにかく全く関係がないでしょう——、それこそが、ドイツが一九  
2 三三年半ば頃から置かれていたまさにその状況なのです。組織も申し合わせも合図もなしに、国  
3 民各自が命がけで個人的ストライキを実行することによって成立するような国民的ストライキ。  
4 そのようなものは存在いたしません。そして、ただそうした国民的ストライキだけが、国民の側  
5 からしてナチズムを倒しえたであります。われわれはこの二十年間<sup>16</sup>の歴史から、《全体主義  
6 国家は、ほとんど内側から倒されることは、ということは「国民」から倒されることは不可能な  
7 のであって、根本的には、ただ外側からのみ倒されることが可能なのだ》ということを経験上の  
8 認識として獲得しなければなりません。個々人による本当の英雄的抵抗は、——〔当人自身に〕  
9 自覚されつつ——無駄なものであり同時に死に至るものでした。そうした英雄的抵抗がかくも稀  
10 だった、ということにあなたは驚かれるでしょうか。確かに、少なからざる者たちが強制収容所  
11 で苦しみましたし、民族裁判所の法廷に立ちました。しかし、そのような者たちですら、ほとん  
12 どその大多数は、真の殉教者の中には数え入れられえませんでした。そう、何ら行動を伴うこと  
13 のないような或る不用意な言葉と或る密告、で十分だったのです。私の知る限り、マルティン・  
14 ニーメラーでさえも、法廷で起訴に異議を唱えたのは、起訴に関する権限のゆえにではなく、起  
15 訴の内容のゆえに、でした<sup>17</sup>。12だとすると、彼は根本的には、自分はナチズム国家そのものを  
16 攻撃しようとしたのではない、と主張したということになるでしょう。これは殉教でしょうか？  
17 苦しめられた者はたくさんおりました。けれども、本当の抵抗は稀だったのです。そして、思い  
18 ますに、あなたが九頁<sup>18</sup>で書いておられる「強烈な訂正」というのはただ苦しみにだけ妥当する  
19 のであって、抵抗には妥当しないのです。

20 英雄たちは犯罪者たちよりもはるかに稀です。それに関する統計はこれまで存在しませんし、  
21 もしかしたら今後も決して存在しないでしょう。しかし、思いますに、ドイツにおける政治的犯  
22 罪および治安上の犯罪の範囲に関して多くの人々が抱いているイメージは、確かに或る強烈な訂  
23 正を必要としております。もしも国内外において他者の身体と生命に対する非人間的行為に参与  
24 した者の数を二〇万人と見積もるのなら、それは高く見積もり過ぎだ、と私は思っています。そ  
25 の場合、四百人のドイツ人につき一人の犯罪者が、〔つまり〕四百人という人間につき一人の非人  
26 間的な者がいることになりましょう。これに、〔先に述べた〕二次的犯罪者が付け加わります。こ  
27 の二次的犯罪者とは、同種の犯罪は犯さなかったものの、法治国家の概念によるなら、犯罪的な  
28 仕方で私腹を肥やした者のことです。そうした犯罪者としてやはり二〇万人のドイツ人がいる、  
29 と仮定いたしましょう。これは、察するところ、あまりにも高い数字です。というのも、まさし  
30 く犯罪者国家は、ただその権力のトップグループに対してのみ「全権」(plein pouvoir)をさっ  
31 さと明け渡しているわけですから<sup>19</sup>。さて、そこで五万人の英雄たちを期待するとしましょう。

<sup>16</sup> 原文は確かに「二十年間」(底本の『スイスの一つの声』においても同様)となっているが、  
筆者はもしかしたら「十二年間」(直前のバルトへの——「抵抗」に関する——批判的言明参照!)  
と言うつもりを書き間違えたのかもしれない(zwölf→zwanzig)。

<sup>17</sup> W. Niemöller, Macht geht vor Recht. Der Prozess Martin Niemöllers [『権力が法に優先する。  
マルティン・ニーメラー裁判』], München 1952, M. Niemöller, Briefe aus der Gefangenschaft  
Moabit, hrsg. von W. Niemöller [W・ニーメラー編、M・ニーメラー『モアビート獄中書館』],  
Frankfurt 1975 を参照(モアビートはベルリンの一地区で動物園・刑務所・裁判所がある)。

<sup>18</sup> 本書所収「ドイツ人とわれわれ」頁参照。

<sup>19</sup> 「全権委任法」(授權法)については『セレクション 5』四〇七-四〇八頁注 64 および三五五頁

1 そうすると、それでもなおすべてのドイツ人の九九パーセント以上の者は、犯罪に関する本来の  
2 罪責もないままに、そしてまた、英雄行為という本来の功績もないままに残っております<sup>20</sup>。21こ  
3 の即席の統計は、たしかに、あらゆる点でいささか幼稚な印象を与えるかもしれませんが。がしか  
4 し、こうした規模についての比較的立体的なイメージは、今や蔓延しつつある〔全世界に〕共通  
5 の判断に際してはきわめて切実に勧められるべきものなのです。あまりにしばしば忘れられてい  
6 ることですが、この国家およびこの党の「権力区分」は、なるほど指導者たちにとってはきわめ  
7 て重要なものでしたが、しかしそれは数の上では決定的ではありませんでした。<sup>13</sup> ナチズム国家  
8 においてもまたその無数の公務員は、郵便・鉄道・税務署等々といった、道徳的には完全に  
9 局外中立的な仕事をしていたのです。そして、ナチ黨員自身ですら——ただ形式的にだけ党に属  
10 していたすべての者は全く度外視するとしても——、例えばナチス国民社会福祉事業機構<sup>22</sup>やド  
11 イツ労働戦線<sup>23</sup>や歓喜力行団<sup>24</sup>や、その他下位にある職場や事務といった職場にあって、本来の悪  
12 とはいささかの接触も持つことはありませんでした。それゆえ、ドイツ人「そのもの」について  
13 語ることが仮に許されるとしたら、そのときには、「かれら、つまり九九パーセント強のドイツ人  
14 は、犯罪者でも英雄でもなかった」という線で語られるべきです。というのも、いずれにせよ、  
15 次のような理論、つまり《すべてのドイツ人——例えば郵便局の窓口で働いていたドイツ人——  
16 は、それなしにはオラドゥールはありえなかつただろうその機械を何らかの仕方で一緒になって  
17 動かし続けたのだ。だから彼もまたオラドゥールの責任を負っているのだ》という理論は、維持  
18 しえないからです。そうした理論は極端であり、かつ、あまりにも間接的すぎるでしょう。実に  
19 ドイツ人は——全世界においてただドイツ人だけが——オラドゥールについては全然知らないの  
20 だ、ということについては全く度外視するとしても、です。ドイツ人はまたアウシュヴィッツに  
21 ついても何も知りません。そして、「生きるに値せぬ生命の絶滅」<sup>25</sup>についてすら、ドイツ国内で

---

を参照。

<sup>20</sup> ここでの筆者の計算は以下のとおり。当時のドイツ国民が八千万人との前提のもと、一次的（と  
いう言葉は使ってはいないが）犯罪者二〇万人＋二次的犯罪者二〇万人＝四〇万人、それに英雄  
五万人を合わせて計四十五万人、これはドイツ人全体の1パーセント（八〇万人）にはるかに満  
たない。ゆえに、一次的・二次的「犯罪者」と「英雄」以外のドイツ人（「通常の国民」）は「九  
九パーセント以上」、ということになる。——なお、ドイツの人口（一九三三年当時ではあるが）  
を六五〇〇万人とする資料もあることについては『セクション1』六二頁注25参照。

<sup>21</sup> 「この即席の統計は～」から本段落最後まで部分（原文で約27行！）もまた英訳では訳出  
されていない。

<sup>22</sup> NSV（＝nationalsozialistische Organisation zur Wohlfahrtspflege）。この機構によって、自  
由な団体および教会の慈善団体が抑圧された。（『全集』編者注）

<sup>23</sup> 一九三三年五月二日、打倒解体された労働組合に代わって登場したナチ機構。後には二千万人  
を包括することになったこのドイツ労働戦線の主要課題は、ナチズムの意味での政治的教育であ  
り社会福祉事業であった。（『全集』編者注）

<sup>24</sup> KdF（＝NS-Gemeinschaft Kraft durch Freude）。ドイツ労働戦線（前注）内部にあって、労  
働者の自由時間および旅行のための福祉事業にあたった。（『全集』編者注）——なお、ドイツ労  
働戦線との関係も含んだ歓喜力行団については、更に『セクション5』四〇八・四〇九頁注65  
および三五六頁をも参照。

<sup>25</sup> 「生きるに値せぬ生命」とは、ナチズムの人種政策の概念である。この概念は「第三帝国の表  
象世界においては、結局のところ、棄却された者の総体として、また理想化されたアーリア人の  
暗い対象像として姿を見せた一切の生命——すなわち、遺伝性疾患患者、虚弱者、反社会分子、役  
立たず、蔑まれた者、非純血種の者——を包括しえたのであった」（K. D. Erdmann, Die Zeit der

1 は、ただ小声で動揺しつつあちこちで囁かれる〔という具合だったのです〕。人はまた、この戦争  
2 で戦ってきたドイツの兵士にも、決して真の罪責を負わせることはできません。彼は本当にただ  
3 戦っていただけなのですから。そうです、改めてこう言わねばなりません。一九三三年以来、す  
4 べてのドイツ人の九九パーセントは悪くはなく、そしてまた英雄的でもなかった、と。

5 14

6 さて、あの二〇万人の真の犯罪者——非人間的な者たち——は、数の上で、あるいは、〔犯罪者  
7 としての〕本質において、少なくとも例外的なのでしょう。人間的楽観主義のゆえに、人は  
8 そう願いたいところでしょう。しかし、真理のゆえに、人はそれを否定せざるをえません。とい  
9 うのも、残念ながら、そもそもそうした需要〔=欲望〕が起こったヨーロッパの国のいずれにお  
10 いても、悪しき権力嗜好人間たちとかれらの悪しき暴力集団というまさに同じタイプの者たちが  
11 あの下<sup>ウンター</sup>の世界／暗黒街<sup>ダークストリート</sup>から浮かび上がってきたのであり、そしてまた願いどおりの数において  
12 存在していた、ということが実証されたからです。そこにはクヴィスリング<sup>26</sup>が、ミュセルトが、  
13 ドグレルが、ラヴァルが、パヴェリッチがいました。そこにはヒルデン<sup>27</sup>が、シャルブルグ軍団<sup>28</sup>  
14 が、レックス党部隊<sup>29</sup>が、フランス外人部隊が、バルト三国<sup>30</sup>からの「ゲルマン的」武装親衛隊が  
15 ——そしてその他諸々——がいました。かれらは〔そのための〕機会を見るや否や、直ちにそこ  
16 にいたのです。そして、かれらの非人間性は、自分たちが〔ドイツ第三帝国と比べて〕より小さ  
17 な〔活躍の〕舞台しか持っていないとかより関心の低い観衆しか持っていないとか、などといっ  
18 たことによっては弱められることはないのです。その上なお、かれらすべては、センセーショナ  
19 ルな国家反逆罪を犯罪者リストに付け加えたわけです。以上のような経験に従うなら、地上のい  
20 かなる国であれ、その国自身について、「われわれの国の住民四百人の中には、機会さえ与えられ  
21 ればそうした非人間的なる者として自己証明するであろうような者は、そしてそうした非人間性  
22 というシステムに全面的に仕えようとするような者は一人もいない」<sup>31</sup>などと主張することはで

---

weltkriege, in: Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte [『ドイツ歴史ハンドブック』所  
収「世界両大戦の時代」], Bd.4/2, Stuttgart 1976, S. 415)。 (『全集』編者注) ——更に、河島幸  
夫『戦争・ナチズム・教会』新教出版社、一九九三年、第七章参照。

<sup>26</sup> クヴィスリング以下列挙された名はドイツ国外のナチ支持者たちである。クヴィスリング

(Vidkun Quisling 一八八七—一九四五)はノルウェー、ミュセルト (Anton A. Mussert 一八九  
四—一九四六)はオランダ、ドグレル (Leon Degrelle 一九〇六—?)はベルギーのレックス党創  
始者、ラヴァルはフランス (Pierre Laval 一八八三—一九四五)、パヴェリッチ (Ante Pavelic 一  
八八九—一九五九)はクロアチア。(『全集』編者注) ——なお、この文脈で問題とされている事柄  
に関して、『ナチス第三帝国事典』一四七—一四八頁も参照。

<sup>27</sup> ノルウェーにおける民兵的ファシスト機構。(『全集』編者注)

<sup>28</sup> デンマークの義勇軍で、一時的に親衛隊突撃隊長シャルブルグ (一九四二年没)の指揮下に入  
る。その際、デンマークのナチスと反共主義者らがドイツ側についてソ連と戦った (E. Thomsen,  
Deutsche Besatzungspolitik in Dänemark 1940-1945 [一九四〇-四五のデンマークにおけるド  
イツ占領政策], Düsseldorf 1971, S. 99ff., 140ff.)。 (『全集』編者注)

<sup>29</sup> ベルギーの政治家ドグレル (前注参照)によって一九三〇年に結成された反ユダヤ主義、反共  
主義を掲げた政党、「イタリアのファシズムとドイツで成長しつつあったナチ党に深い影響を受け  
ていた」(『ナチス第三帝国事典』の「ドグレル」の項、一七八—一七九頁参照)。

<sup>30</sup> すなわち、エストニア共和国、ラトヴィア共和国、リトアニア共和国。

<sup>31</sup> ここは直訳したら (これまでもその傾向はあったがここは特に) 非常にくどい言い方になるの  
で——一般的にこの筆者の「文体」およびその論理展開とバルトのそれらとは相当に違うとの印  
象を持つ。由って来たる精神 (Geist!) の違いと言うべきか——、適当に意識した。



1 きない、と私は思っております。あなたが繰り返し「ドイツ的行為」と呼ばれるもの——そして  
2 この「ドイツ的行為」のゆえにドイツ全体は謎めいたものとなり道徳的には疑わしいものとなっ  
3 ているわけですが——。それは、ごくわずかの少数派の行為なのであり、それがドイツ国民を代  
4 表するものでないのは、例えばシャルブルグ軍団の行為がデンマーク国民を代表するものでない  
5 のと同様です。そして、誰もこのシャルブルグ軍団のゆえに十八世紀のデンマークの国王たちの  
6 ことをあれこれ考えて、その国王たちから出発して或る因果の連鎖を現在にまで結びつける、な  
7 どということはしないのです。

8 **15**

9 しかしながら、あなたは、そしてまた多くの方はこう異議を唱えられるでしょう。「ドイツ国民  
10 は、その堅固な体制の確立後には全体主義国家を再び払い落とす可能性を持たなかったというこ  
11 と、それゆえ、一九三三年以降、〈わずかな罪責者、更にわずかな英雄、そして無数の罪責なき者  
12 たち〉というイメージ全体は或る程度は当たっているということ、——それはそうかもしれない。  
13 けれども、独一无二なこと、ノルウェーやフランス等々とはまさに比較不可能なこと、その事実  
14 は残り続けるのだ。それは、ドイツ国民自身がナチズムを権力の座へとの上昇させ、ドイツ国  
15 民が自らナチズムを権力へと任じた、という事実だ」。こうした異議申し立てと共に——もちろん  
16 これは詳細な応答を必要としますが——、根本的には、一九三三年一月三〇日<sup>32</sup>は、ドイツの歴  
17 史上運命の日になるわけです。つまり、罪責を根拠づけることのできる——もしくは根拠づける  
18 ことのできない——日に。そして、その日が罪責を根拠づけるそのときようやく、《ドイツの——  
19 あるいはプロイセンの——歴史のかつての数々の出来事からの一直線の道が果たして本当にこの  
20 一月三〇日にまでつながっていたのか》について熟考することが許されるでしょう。私自身はこ  
21 れを断固否定します。けれども、私があなたにその根拠をお伝えし、その根拠と共に〈ギャング  
22 との類比〉を再び引合いに出す前に、この手紙を一旦打ち切りたいと思います。この手紙は、今  
23 のこの分量ですでに——お約束いただいたあらゆる忍耐にもかかわらず——過度の要求でありま  
24 す。この手紙を続行する前に、私としては、あなたがこの手紙に何らかの意味を見出され、その  
25 やりとりに加わろうとしてみてくださいか、確かめたいと思っております<sup>33</sup>。

26 その時まで、心からの敬具をもって。あなたのエルンスト・フリートレンダー

---

<sup>32</sup> 一九三三年一月三〇日、アドルフ・ヒトラーはフォン・ヒンデンブルク帝国大統領によって帝国首相に任命された。三月五日の国会選挙では、選挙民の四三・九%がナチ党に、八%がその連立与党のドイツ国家人民党（Deutschnationale Volkspartei=DNVP）に投票した。（『全集』編者注）——なお、この国会選挙については『セクション5』四〇七頁注63（なお、そこで『世界歴史体系ドイツ史3』から引用した「国家国民党」は正式には前述の「ドイツ国家人民党」のことを、その選挙結果に対する「ギリギリの「国民的」多数」というバルトによる表現（傍点は引用者）については同三五五頁を参照。

<sup>33</sup> フリートレンダーはこの手紙にこう注記した。この手紙は「私的なものとして、また、内々のものとして」取り扱ってほしい、と（一九四五年四月一三日のバルトからフリートレンダー宛て手紙による）。書簡の公開については彼は最初は同意しなかった。なぜなら、この手紙は「精々のところ、接触を取るための導入の一部にすぎず、最初の言葉であって、最後の言葉とは程遠い」のだから、と（同年四月一五日のバルト宛て手紙）。バルトはフリートレンダーの考えを、同年四月一七日の手紙（その内容をバルトはその後、「前書き」——前注 参照——に再録した）により、また、論考「いかにしてドイツ人は健康になりうるか」（本書所収）によって変えさせた。こうして、フリートレンダーは同年四月一八日、自らの懸念を引っ込めた。彼はその後、同年九月七日、バーゼルにバルトを訪ねている。（『全集』編者注）